

## 特定消費設備に関する事故の報告、届出について

### 1 「特定消費設備」に関する事故の報告について（液石則第93条の2）

「特定消費設備」（消費設備のうちガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除くもの。表1参照）に係る事故のうち、下記（ア）（イ）に該当する事故が発生した場合には、液化石油ガス販売事業者は管轄の産業保安監督部長に直接報告（※）することが義務付けられています。

（ア）特定消費設備の使用に伴う死亡、中毒又は酸素欠乏症事故に関する事故

（イ）特定消費設備から漏えいしたガスへの引火により発生した負傷又は物損事故

（※）報告の方法…電話、ファクシミリその他適当な方法

中部近畿産業保安監督部保安課：電話 052-951-0291 FAX 052-951-2762

### 2 「特定消費設備」に関する事故届の提出について

「特定消費設備」に関する事故が発生した場合（上記（ア）（イ）以外の場合も含む。）は、事故の発生した場所を所管する都道府県知事（愛知県内で発生した事故は、愛知県知事）に[事故届書（様式第57の2）](#) [\[Wordファイル/42KB\]](#)を提出しなければなりません。

【表1 特定消費設備の名称及び機種】

名称	機 種			
瞬間湯沸器 ※ 1	その他湯沸器 ※1	ガストーブ ※1	風呂釜 ※1	
家庭用こんろ	家庭用オーブン	家庭用炊飯器	その他家庭用 ※2	

燃焼器具	業務用こんろ	業務用オーブン	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他 ※2		
硬質管	金属管		金属フレキシブルホース	
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース		低圧ホース（その他）	
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）		ゴム管（その他）	
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）		塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）	
末端ガス栓 ※3、 ※4	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他） ※2
その他	その他 ※2			

※1 「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方法として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

※2 「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

※3、※4 ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

【表2 事故届まとめ】

事故の種類 (根拠)	報告先	報告の時期	様式
①液石則第93条の2に定める特定消費設備に関する事故（液石則第93条の2、第96条）	国（産業保安監督部） …中部近畿産業保安監督部保安課	直ちに	特になし（電話、ファクシミリその他適当な方法）
	愛知県（愛知県内で発生した事故） …事故発生場所を所管する総局等（産業保安室）	速やかに	様式第57の2
②上記①以外の特定消費設備に関する事故	愛知県（愛知県内で発生した事故） …事故発生場所を所管する総局等（産業保安室）	速やかに	様式第57の2
③上記①及び②以外の事故	愛知県（愛知県内で発生した事故） …事故発生場所を所管する総局等（産業保安室）	速やかに	様式第57